

柔道整復師法における広告の制限

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生大臣が指定する事項（※）

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※【広告し得る事項】

- | | |
|--|-------------------|
| 一 ほねつぎ（又は接骨） | 四 予約に基づく施術の実施 |
| 二 第十九条第一項前段の規定による届出をした旨（平成28年6月29日追加） | 五 休日又は夜間における施術の実施 |
| 三 医療保険療養費支給申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） | 六 出張による施術の実施 |
| | 七 駐車設備に関する事項 |

【広告し得る事項】二について
都道府県知事に開設の届出をした旨のこと

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨、並びに施術者の氏名及び住所
【施術者である旨に含まれる表現】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項（※）

② 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※【広告し得る事項】

- | | |
|---|-------------------|
| 一 もみりょうじ | 六 予約に基づく施術の実施 |
| 二 やいと、えつ | 七 休日又は夜間における施術の実施 |
| 三 小児鍼（はり） | 八 出張による施術の実施 |
| 四 法第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨（平成28年6月29日追加） | 九 駐車設備に関する事項 |
| 五 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） | |

【広告し得る事項】四について
都道府県知事に開設の届出をした旨のこと